

I 問題の所在

世界のなかの民俗学

民俗学の国際化 疲弊する地域民俗学

国立大学の再編 日本史 or 人類学 or 政策科学 or 地域研究 教育学、文学、宗教学

glocalism 公共 資源

資源化・公共化→知的財産としての「囲い込み」と政治化

民俗学=民間伝承論=フォークロア研究という枠組みの見直し[岩本 1998]

folklore= les traditions populaires か? tradition=伝承=伝統 か?

伝承=「伝達継承の短縮」「柳田の造語」「伝播との区別」[平山 1992:22-23]…しかし相当の英語は tradition?

文部科学省による フォークロアの定義

「フォークロアとは、「民間伝承」や「民族文化財」等と呼ばれ、ある社会の構成員が共有する文化的資産である伝統的文化表現 (Traditional Cultural Expressions: TCEs) を意味する。具体的には、民族特有の絵画、彫刻、モザイク等の有形なもののほか、歌、音楽、踊り等の無形のものも含まれる。これまでも、様々なモデル規定や枠組み等によって定義がなされてきた。

なお、「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (IGC)」の議論では、幾つかの参加国から「フォークロア」という言葉に異議がなされ、TCEs という単語を用いている。」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gjiroku/009/05041601/005.htm 文部科学省

…この背景には「伝統的知識」(traditional knowledge:TK) と民俗(folklore= TCEs)を and/or として区別しようという国際機関の力が加わっている。

→柳田の三分類のうち1部 (有形文化) と2部 (言語芸術) のみを folklore として3部 (心意現象) (ほぼ TK) と区別

伝統 tradition とは何か? 「近代の自己形成の額縁のようなもの」 [関 1998,2002]

伝統 tradition 概念の政治化の懸念 (柳田 1937) …e.g. 「中華 (中国) の伝統」

伝統の創造論(ホブスボウム)…西洋近代からの眼差しと接触によって invent される tradition

伝統と民俗→制度化と制度未満? 資源化と資源化未満? 公共と公共未満?

民俗学とは民俗語彙を手掛かりに複数形の「近代」を解明するもの[稲村 2012]

フォークロア研究[島村 2014]…経験(experience)・知識(knowledge)・表現(expression)

国際機関→伝統的知識 (traditional knowledge) とフォークロア(folklore)を分離して論じようとする傾向

…folklore は過去の (✓生きた) 表現(expression)

*日本からは「生きた」および表現(expression)の意味の拡大を要求するべき?

イギリス tradition/folklore フランス les traditions populaires ドイツ volkskunde

→南北アメリカ 米語 culture/folklore 南米 folklore (スペイン語) …過去のもの、表現的なものの強調

…先住民/外来の白人という構図がわかり易い

結局「伝承」に相当する英語はない

伝統的知識(traditional knowledge:TK)とは何か?

・「伝承的知識」と同じといえるか?あるいは「伝承」と同じとすべきか?

II ABS法の突きつけるもの—「先住民」の「伝統的知識」

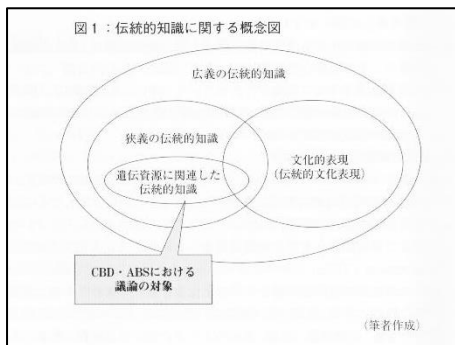
名古屋議定書（2010年10月29日決議、2014年10月12日に議定書は発効）

ABS法（Access and Benefit-Sharing）とは「遺伝資源及び伝統的知識に関するアクセスとその利用から生ずる利益の配分」についての法、フィリピン（1995年）、インド（2002年）などがすでに法制化問題・・・

「伝統的知識」（TK）と先住民 Indigenous peoples（先住民・原住民）

国際的な知的財産制度とされる

「遺伝資源（genetic resources: GR）TK(traditional knowledge 伝統的知識） /folklore(民俗)



*台湾での法制化の動き[田上 2009b]、沖縄／琉球、中華人民共和国[田上 2009a]の動き

*2014年8月30日には国連人種差別撤廃委員会は日本政府に対して琉球／沖縄（Ryukyuan/Okinawan）を「先住民」とし人種差別を撤廃するよう勧告

図1 青木・田上 2011:196

「伝統的知識」とは、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行をいう（Awe:Kon 任意ガイドライン青柳田上訳文:224）→8(j)として審議事項であるが、定義としては成立していない

人文社会科学の事典類で「伝統」と「伝承」を分けて立項しているのはおそらく『日本民俗大辞典』（2006）のみ

柳田の訳語の戦略は伝承と伝統とをなんとなく使い分けながら伝承という問題を学問的に維持していくことと思われる。それには成功しているが、国際化や法律用語化などは避けて and/or 失敗している。柳田の成功は「伝承する」という動詞を生み出したこと（cf. 「伝統する」）。「伝承的」という形容詞を民俗学は推進すべき（cf. 「伝統的」）。日本語では伝承と伝統は明らかに異なる領域になっている（e.g. 「戦争の伝承」「戦争の伝統」）。

フランスの過度に中央集権化した国家内の民間伝承@
ドイツの統合志向の volks@のなかのバランス …川田順造

結論

- 1) traditional knowledge=伝承と主張し、定義を検討する
- 2) folklore/traditional knowledge の分離に反対する
- 3) folklore の定義上の意味を拡大する
- 4) 民俗・民間伝承を日本語に限定し minzoku,densho として主張する

2) 3) は国際的合意として難しく修辭的戦略が必要

4) は柳田の外延的定義を国際的に認知させることに無理があり、国際化を半ば断念

1) の場合、平山の定義とどう近づけるかという問題と学問の名称をどうするかという問題がある

フォークロア研究（folklore studies）ではなく、traditional knowledge studies=伝承学

として folk をどう位置付けるか indigenous と local にするか

民間伝承学=popular/folk traditional knowledge studies でよいか

民俗学=（popular/folk）tradition and folklore studies または traditional knowledge and folklore studies を主張すべき *更に法学的検討、地理的表示保護制度、商標、知的財産法

主要参照文献

稲村務

2012 「民俗翻訳論への覚書—比較民俗学について—」

『人間科学』27号 琉球大学法文学部人間科学科 pp.33-50

2012 「民族医薬辞典のなかのハニ族・アカ族・イ族の薬用植物知識の比較—「伝統的知識」をめぐる批判的検討」『琉大アジア研究』11号 琉球大学国際沖縄研究所アジア研究部門 pp.87-134.

2014 「棚田、プーアル茶、土司 —『ハニ族文化』の『資源化』—」

『中国の民族文化資源：南部地域の分析から』武内房司・塚田誠之（編）風響社 pp.191-233

2014 「中国紅河ハニ棚田の世界文化景観遺産登録からみる「文化的景観」と「風景」

『地理歴史人類学論集』5号 琉球大学法文学部紀要人間科学別冊 pp.23-70

稲村務・村上めぐみ 2014 「北西ラオスのアカ族における植物知識および西双版纳州の商品作物市場調査報告」

『地理歴史人類学論集』5号 琉球大学法文学部紀要人間科学別冊 pp.89-115

2014 「山を目指してきた人々と海を目指していた人々—ハニ=アカ族とアミ族—」

『人類の拡散と琉球列島』池田榮史編 平成25年度琉球大学中期計画達成プロジェクト報告書 pp.85-115

2015 「祖先と資源の民族誌—中国雲南省を中心とするハニ=アカ族の歴史人類学的研究—」

東北大学環境科学研究科博士号学位論文(2015年3月6日付 めこんより2016年3月出版予定)

2015 「雲南紅河土司の歴史—ハニ=アカ文化の『断続性』」

平成26年度琉球大学中期計画達成プロジェクト経費報告書『継続性と断続性—自然・動物・文化—』
(研究代表者：池田榮史) pp.137-186(重大な誤植があり正誤表をみる)

f.c. 2014/12 「雲南紅河土司の『近代』—清末から共和国成立後まで—」『琉大アジア研究』12号

琉球大学国際沖縄研究所アジア研究部門(発表部分は上記と同じ)

f.c.(2015・10 予定だが遅れている)

「ハニ族と雲南イ族における薬草知識をめぐるポリティクス—ABS法と非物質文化遺産—」

『民族文化資源とポリティクス—中国南部地域の分析から—』塚田誠之編 風響社 pp.75-128

岩本通弥 1998 「『民俗』を対象とするから民俗学なのか：なぜ民俗学は『近代』を扱えなくなってしまったのか」『日本民俗学』215

川田順造 1993 「なぜわれわれは『伝承』を問題にするのか」『日本民俗学』193号 pp.15-21

窪田幸子・野林厚志（編）2009 『『先住民』とはだれか』世界思想社。

桑山敬己 2008 『ネイティブの人類学と民俗学：知の世界システムと日本』弘文堂

関一敏

1998 「序章 ことばの民俗学は可能か」『民俗のことば』関一敏編 朝倉書店 pp.1-29

2002 「民俗」『新しい民俗学へ』関・小松（編）せりか書房 pp.41-51

田上麻衣子

2009a 「中国における遺伝子資源及び伝統的知識に係るABS規制の現状」『東海法学』41号 pp.69-100。

2009b 「台湾における遺伝子資源及び伝統的知識に係るABS規制の現状」財団法人バイオインダストリー協会

『平成20年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝子資源へのアクセス促進事業）委託事業報告書』（2009年）

俵木悟 2008 「『フォークロア』は誰のもの？—国際的知的財産制度にみるもう一つの『伝統文化の保護』」『日本民俗学』253号 pp.84-99。

青柳由香・田上麻衣子 2011 「伝統的知識（TK）に関する問題の所在」『生物遺伝子資源へのアクセスと利益配分—生物

多様性条約の課題』磯崎博司など編 信山社 pp.194-200（この問題のインターネットリソースと法文学文献は同書を参照されたい）

日本国際的財産保護協会 2008 『各国・地域における伝統的知識の保護制度に関する調査研究報告書』平成21年3月 AIPPI・JAPAN

平山和彦 1992 『伝承と慣習の論理』吉川弘文館

ホブズボウム,E.T.・T.レンジャー編 1992(1983) 『創られた伝統』前川啓治ほか訳 紀伊国屋書店

柳田國男

1936 「伝統について」『日本文化』10号:3-13

1990 「郷土生活の研究法」(1935) 「民間伝承論」(1934) 『柳田國男全集』28号 ちくま文庫

柳田國男・関敬吾 1982(1942) 『日本民俗学入門』名著出版

Anderson, Edward F. 1993 *Plants and People of the Golden Triangle: Ethnobotany of the Hill Tribes of Northern Thailand.* Silkworm Books.

阿海 等編 1999 『西双版纳哈尼族医薬（哈尼・漢・英対照）』雲南民族出版社

何建疆 等編 1999 『中国哈尼族医薬』雲南民族出版社

インターネット

COP3 Decision III/14.Implementation of Article 8(j),para.9

Report of the Workshops on Traditional Knowledge and Biological Diversity,Madrid,24-28 November 1997,UNEP/CBD/TKBD/1/3(December 15,1997)

COP4 Decision IV/9/.Implementation of Article 8(j) and Related Provisions,UNEP/CBD/COP/4/10(February 2,1998)

Akwe@ Kon Voluntary guidelines for the conduct of the cultural,environmental and social impact assessments regarding developments proposed to take place on,or which are likely to impact on, sacred sites and on lands and waters traditionally occupied or used by indigenous and local communities(<http://www.cbd.int/doc/publications/akwe-brochure-en.pdf>)

田上麻衣子 2006 「CBD・Akwe Kon ガイドラインについて」『知的財産法政策科学研究』10号 pp.215-220

(http://www.juris.hokudai.ac.jp/coe/pressinfo/journal/vol_10.html)

UNEP/CBD/COP/10/L.39/ILC

UNEP/CBD/COP/10/L.38/ILC

ICC Commission on Intellectual Property,Traditional knowledge associated with genetic resources:Submission to the CBD ABS Technical Expert Group on Traditional Knowledge Associated with Genetic Resources,IOC Document No.450/1046(30 April 30,2009)

伝統的知識の議論は

「特集：伝統的知識の保護に関する基礎的な考察」『知的財産法政策学研究』13巻 2006 pp.27-70

(http://www.juris.hokudai.ac.jp/coe/pressinfo/journal/vol_14.html)

CBD の文書

作業文書 <http://www.cbd.int/meetings/>

締約国会議の各決議 <http://www.cbd.int/decisions/cop/>

遺伝資源、伝統的知識に関する資源提供国側の国内法

GRAIN, Biodiversity Right Legislation(BRL) <http://www.grain.org/brl/>

WIPO, Legislative Text on the Protection of Traditional Knowledge and Traditinal Cultural Expressions(Expressions of Folklore) and Legislative Texts relevant to Genetic Resources

<http://www.wipo.int/tk/en/laws/index.html>

WIPO, Collection of Laws for Electronic Access(CLEA)

<http://www.wipo.int/clea/en/>

*本発表は日本学術振興会 学術研究助成基金助成金(基盤C)「雲南少数民族の薬草知識の『資源化』にかんする文化人類学的研究」(平成24～26年度)課題番号24520915 および「中国周縁部における歴史の資源化に関する人類学的研究」研究代表者塚田 誠之 基盤研究(A)(平成27～29年度)による成果の一部である。